

環境部 令和4年度事業構築の考え方

使命

目標

現状と課題

令和4年度の主な取組内容

期待される効果

循環型社会の形成

低炭素社会の形成

安全で快適な生活環境の創出
自然共生社会の形成

環境負荷の低減と自然との共生の確保

①

- ごみ総排出量
 - ・令和2年度実績は約11万5千トンで、計画最終目標値(令和9年度)まで約1万5千トンの削減が必要
 - ・ごみ総排出量及び市民1人1日当たり排出量ともに横ばいで推移
 - ・特に2R(Reduce(発生抑制), Reuse(再利用))の更なる意識の醸成と定着に向けた取組の強化が必要
 - ・最新のごみ組成等のデータに基づく戦略的な減量化施策の実施が必要

②

- (仮称)旭川市リサイクルセンターの建設
 - ・令和6年度中の新施設供用開始に向けた取組の実施
 - ・令和3年度より施設設計に着手
- 近文清掃工場の再延命化
 - ・令和11年度までの適切な時期に再延命化工事を実施
 - ・再延命化工事に向けた諸条件の整理
- 次期一般廃棄物最終処分場の建設
 - ・現施設の埋立期限(令和12年3月)を見据えた取組の実施
 - ・ごみ処理施設整備の方向性見直しを踏まえた建設候補地の早急な選定

③

- 生活排水処理
 - ・生活排水による公共用水域の水質汚濁防止及び公衆衛生の向上

- 温室効果ガス排出量
 - ・平成29年度実績は約328万3千トンCO2で、最終目標値(令和9年度)までに約110万トンCO2の削減が必要。
 - ・本市は、民生家庭部門の温室効果ガス排出割合が高く、その排出抑制が課題
- 旭川市地球温暖化対策実行計画の見直し
 - ・国の地球温暖化対策計画の改定が予定され、その内容を踏まえた本市の計画の見直しが必要

④

- ごみステーションでの不適正排出
 - ・令和2年度実績で約5万1千袋あり、その抑制が必要
- 不法投棄
 - ・令和2年度実績で発見件数は263件あり、不法投棄に対する監視強化と抑制・拡大防止のPRが必要
- 外来種の定着
 - ・特定外来生物(アライグマ、ウチダザリガニなど)や北海道指定外来種(アズマヒキガエル)の個体数増加、生息域拡大の防止

- ポリ塩化ビフェニル(PCB)使用製品の適正処理
 - ・処理期限を経過(変圧器・コンデンサ:令和3年度末)
 - ・処理期限が切迫(安定器:令和4年度末)
 - ・処理期限から1年が過ぎると処理不可能となるほか、不適正な処理及び保管による環境汚染が発生する懸念
- 鳥獣対策
 - ・ヒグマ: 出件数の増加(R3.10.20 88件)及び問題個体の対応
 - ・カラス: 威嚇行為に関する市民相談・苦情相談対応 R2=246件, R3.9月末=194件
- 環境汚染対策
 - ・大気、水質等の環境基準項目14項目中13項目を達成(光化学オキシダントのみ非達成)

新・旭川市ごみ処理・生活排水処理基本計画【改訂版】(第2版)

- ごみの減量・資源化の推進 ●安全・適正なごみ処理の推進とエネルギーの活用 ●効率的・効果的なごみ処理の推進
- 環境との共生の推進 ●浄化槽設置による生活排水処理の推進

○ごみの減量・資源化の推進

- 生ごみの減量・資源化の取組
 - 【食品ロス削減動画制作による啓発、あさひかわ宴会食べ残しゼロ運動の実施、食べきり・使い切りレシピの募集】
 - 【生ごみマイスター連絡会を活用した、地域での生ごみ堆肥化の推進】
 - 【食品ロス削減推進計画の策定(R4年度末予定)】
- 2R(発生抑制, 再利用)の強化
 - 子どもや子育て世代に向けた2R体験イベントの実施
 - 【あさひかわエコカーニバル、おもちゃの修理屋さん、おもちゃのくるくる広場の開催】
 - 事業系ごみの減量・資源化の推進
 - 【あさひかわエコショップ認定制度による取組の促進、事業系古紙回収協力店の周知】
 - SNS等を活用した普及啓発活動の実施
 - 【パネル展示のほか、SNS等の様々な広報媒体を活用した普及啓発活動】

○災害廃棄物の適正かつ迅速な処理の検討

- 【旭川市災害廃棄物処理計画の改定】

○ごみ処理施設の整備更新

- (仮称)旭川市リサイクルセンターの建設
 - 【実施設計及び当該設計に必要な関連調査を実施し、令和5年度早期から工事着手できるように取組を推進】
- 近文清掃工場の再延命化
 - 【近文清掃工場の設備等の現況を把握するための機能診断調査や施設の性能を保ちながら長寿命化を図る具体的な方策を整理する 長寿命化総合計画の策定に着手】
- 次期一般廃棄物最終処分場
 - 【令和3年度に選定予定である建設候補地周辺における地域説明会など、地域との合意形成に向けた取組の実施】

○安定したごみ収集運搬体制の維持

- 【ごみステーションに排出される家庭ごみの委託による収集運搬業務の実施(令和3年度と同様の体制で実施)】

○現処理施設の維持管理

- (施設の整備更新を見据えた適切な維持管理)
- 近文清掃工場及び廃棄物処分場
 - 【施設保全計画等に基づく改修等】

○合併浄化槽設置の推進

- 【公共下水道及び農業集落排水処理区域外で合併処理浄化槽を設置しようとする個人住宅に対して、設置費用の一部補助】

○安定したし尿処理体制の維持

- 【委託によるし尿の収集運搬業務の実施(令和3年度と同様の体制で実施)、移動式公衆便所の貸出、環境センターの施設保全計画に基づく改修等】

旭川市地球温暖化対策実行計画

- 再生可能エネルギーの利用促進 ●地球温暖化対策に係る市民意識の向上 ●旭川市地球温暖化対策実行計画の見直し

○多面的なエネルギー対策の推進

- 再生可能エネルギーの利用促進
 - 【太陽光発電設備・木質バイオマスストーブ等の再生可能エネルギー設備導入補助】
- 市民意識の向上
 - 【省エネ出前講座、小学生向けエコライフレポート、地球温暖化対策バスツアーの実施】
 - 旭川市地球温暖化対策実行計画の見直し
 - 【国の地球温暖化対策計画改定及び道の計画改定等を踏まえた旭川市地球温暖化対策実行計画の見直しに着手】

旭川市環境基本計画【第2次計画・改訂版】(第2版)

- 外来種対策等による生物多様性の保全 ●市民・事業者・地域との協働による清掃活動、不法投棄防止 ●PCB使用製品の適正処理 ●鳥獣対策 ●公害対策

○市民主体の地域美化の推進

- 地域活動の推進
 - 【地域清掃活動の実施・ポイ捨て禁止運動の実施】
- ごみステーション環境整備
 - 【ごみ適正排出協力員制度の継続】

○不法投棄防止の強化

- 監視強化による投棄抑制
- 早期回収による拡大防止
- 【不法投棄された廃棄物の早期回収による更なる投棄の抑制・拡大防止】

○外来種対策の促進

- 市民協働による特定外来生物及び北海道指定外来種の防除
 - 【市民や市民団体と連携した捕獲体験学習により、アライグマ、ウチダザリガニの防除活動
 - 神楽岡公園におけるアズマヒキガエル捕獲サポーター制度(市民公募)による捕獲活動の実施、産卵池への侵入防止ネットの設置】
- 外来種問題・対策に関する情報発信の充実
 - 【セミナーの開催や市HPなどの情報発信ツールを利用し、外来種被害予防三原則など外来種に係る普及啓発の推進】

○市民が安心できる生活環境の確保

- PCB使用製品保管事業者への指導の徹底
 - 【PCB使用製品保管事業者への立入検査・報告徴収による期限内処理の指導強化及び費用補助制度など申請手続の周知】
 - 【処理期限を経過したPCB使用製品保管事業者に対して、改善命令、行政執行の検討】
- 鳥獣対策の推進
 - 【学識経験者・関係機関を交えた協議会の立ち上げ等、専門家の知識に基づく、ヒグマの市街地出没対応力の強化及び迅速化、遠隔操作型センサーカメラによるヒグマ監視、被害防止・予防に向けた情報発信の充実・強化】
- 継続的な公害監視体制の維持
 - 【市内4か所の測定局における大気汚染物質の常時監視、PM2.5高濃度時の注意喚起、発生源となる事業場からの排水及び排ガスの採取、分析及び基準超過した場合の改善指導】

- 家庭ごみの減量・資源化の推進
 - ・排出前の工夫・行動の拡大
 - ・2Rに係る普及啓発や学習機会の充実
- 事業系ごみの減量・資源化の推進
 - ・自主的なごみの排出抑制や分別の徹底

- 安定的なごみ処理体制の維持
 - ・計画的な施設整備の実施
 - ・現処理施設の適切な更新や維持管理を通じた安全で安定した運転管理

- 生活排水の適正処理
 - ・公共用水域の水質汚濁防止と公衆衛生の向上
- 安定的なし尿処理体制の維持
 - ・環境センターの適切な維持管理と安全で安定した運転管理

- 地球温暖化の抑制
 - ・再生可能エネルギー利用促進によるCO2削減
 - ・市民の省エネ取組拡大による民生家庭部門のCO2排出抑制

- 市民との協働による快適な生活環境の実現
 - ・分別・適正排出が徹底されたごみステーションの実現
 - ・ポイ捨て防止による環境美化
 - ・不法投棄による生活環境悪化の防止

- 生物多様性の保全
 - ・外来種の増加抑制、生息域の拡大防止、在来種の保護

- 市民の安全・安心の確保
 - ・PCB廃棄物の期限内処理の推進
 - ・処理までの適正保管による環境汚染、健康被害の防止
 - ・鳥獣被害の防止
 - ・生活環境の保全と汚染物質による健康被害防止